

保護施設の設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月30日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第39号

保護施設の設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則

保護施設の設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(苦情への対応)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p>          <p>(非常災害対策)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 救護施設等は、第2項に規定する訓練を行</p>	<p>(苦情への対応)</p> <p><b>第6条</b> (略)</p> <p><u>(就業環境の整備)</u></p> <p><b>第6条の2</b> 救護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><b>第6条の3</b> 救護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p>(非常災害対策)</p> <p><b>第7条</b> (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 救護施設等は、第2項に規定する訓練を行</p>

うに当たっては、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。

5・6 (略)  
(衛生管理等)

**第17条 (略)**

2 救護施設は、当該救護施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。

5・6 (略)  
(衛生管理等)

**第17条 (略)**

2 救護施設は、当該救護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

- 1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、この規則による改正後の保護施設の設備及び運営の基準に関する規則（以下「新基準規則」という。）第6条の3の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
- 3 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、新基準規則第17条第2項（新基準規則第25条、第32条及び第38条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。